

8近経第121号  
令和8年6月24日

福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地  
株式会社三和電工社  
代表取締役 笹木 洋介 殿

近畿中国森林管理局長

### 指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社の代表取締役が、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害罪で起訴されたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和8年9月23日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

### 記

1 指名停止の期間 令和8年6月24日 ～ 令和8年9月23日（3ヵ月）

2 指名停止の理由

株式会社三和電工社の代表取締役が、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の見積り合わせに関し、非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、令和7年9月30日に官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。